平成２６年（フ）第１１５６号
名古屋市中区正木２丁目３番32号　プレスイン正木２Ａ号
債務者　菊地　正浩
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４５号
神戸市中央区山本通２丁目５番18号　コーポラス山本通18号
債務者　川口幸子（かわぐちゆきこ）こと　宮下　幸子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４５号
神戸市北区泉台３丁目９番地の14
債務者　福山商会こと　福山　新一
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４８号
神戸市中央区磯上通３丁目２番25―301号
債務者　吉田　亮一
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４９号
神戸市中央区磯上通３丁目２番25―301号
債務者　吉田　節子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９９号
青森市桂木３丁目２番地17
債務者　今　　知之
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
青森県むつ市新町14番20号　仙道貸家
債務者　原　　朱美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
神奈川県横須賀市上町１丁目37番地　第９柳ビル１Ｆ
債務者　渡部　宏吉
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１３３号
神奈川県横須賀市大津町３丁目１番７号　リバーハウス205
債務者　内野　芳信
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１３６号
神奈川県横須賀市浜見台１丁目３番２号　グリーンヒルズ追浜617
債務者　高橋　和夫
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１４８号
神奈川県横須賀市鷹取１丁目19番10号　シティハウス102
債務者　大上　英紀
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第７５号
青森県八戸市内丸１丁目３番３号、前住所青森県八戸市大字河原木字見立山８番地173
債務者　秋山　武芳
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
青森県八戸市内丸１丁目３番３号、前住所青森県八戸市大字河原木字見立山８番地173
債務者　秋山　智子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
青森県八戸市内丸２丁目１番36号
債務者　伏場　光子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３９６号
栃木県鹿沼市松原４―47、住民票上の住所東京都世田谷区玉川台２丁目11番13―405号
債務者　黒川　浩進
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２２号
栃木県河内郡上三川町大字多功1431番地１
債務者　石﨑　敦子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２８号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林591番地７　マロニエ２番館203号、前住所茨城県古河市本町４丁目15番16号　ポレスター古河リーモ802号
債務者　関口　雄也
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係